

新潟市における障がい者虐待防止体制について

1 法律の概要

障がい者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成 23 年 6 月 24 日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布、平成 24 年 10 月 1 日より施行

(1) 対象となる障がい者

- 身体障がい者
- 知的障がい者
- 精神障がい者

(発達障がいを含む)

障がい者手帳を取得していない場合も含まれる。

(2) 障がい者虐待の種類

法律では、虐待を以下の 3 種類に分類

養護者による障がい者虐待	障がい者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待
障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待	障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待
使用者による障がい者虐待	障がい者を雇って働かせている事業主などによる虐待

(3) 障がい者虐待の例

身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。 【具体的な例】 ・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねるなど
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある） 【具体的な例】 ・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスするなど
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いするなど

放棄・放任	<p>食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体から異臭がするなど衛生状態が悪い・ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられるなど
経済的虐待	<p>本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用するなど

(4) 虐待行為の禁止

「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」（法律第3条）

(5) 通報義務

- ①養護者による障がい者虐待の発見者 → 市町村に通報しなければならない
- ②施設従事者等による障がい者虐待の発見者 → 市町村に通報しなければならない
- ③使用者による障がい者虐待の発見者
→ 市町村または都道府県に通報しなければならない

(6) 市町村の主な責務・役割

- 関係機関の連携強化、支援などの体制整備
- 人材の確保と資質向上のための研修等
- 通報義務、救済制度に関する広報・啓発
- 障がい者虐待の防止等に関する調査研究
- 成年後見制度の利用の促進
- 通報・届出を受けた場合の速やかな障がい者の安全確認、事実確認、対応協議
- 身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置及びそのための居室の確保
- 立入調査の実施、立入調査の際の警察署長に対する援助要請
- 市町村虐待防止センターとしての機能を果たすこと

2 新潟市障がい者虐待防止センターについて

(1) センターの連絡先

新潟市障がい者虐待防止センター（平日 8:30 ～ 17:30）		
所属	電話番号	FAX
障がい福祉課	025-226-1247	025-223-1500
北区役所健康福祉課	025-387-1305	025-387-2723
東区役所健康福祉課	025-250-2310	025-273-0177
中央区役所健康福祉課	025-223-7207	025-223-7151
江南区役所健康福祉課	025-382-4396	025-381-1203
秋葉区役所健康福祉課	0250-25-5682	0250-22-8250
南区役所健康福祉課	025-372-6304	025-372-4033
西区役所健康福祉課	025-264-7310	025-269-1670
西蒲区役所健康福祉課	0256-72-8358	0256-72-3133

[休日・夜間専用]

コールセンターらいとほうす	090-6654-5913
---------------	---------------

※通報・届出を受けた場合は、速やかに市の担当職員に取り次ぐ。

(2) 障がい者虐待防止センターの役割と責務

- 障がい者虐待に関する通報又は届出の受理
- 通報又は届出を受けた際の安全確認・事実確認・対応協議等
- 障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための相談・指導・助言等
- 障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発等

3 通報・届出の状況

◆期間：平成 24 年 10 月 1 日～10 月 14 日

◆件数：5 件

- (ア) 東区 知的 女性 34 歳 父親からの心理的虐待（本人届出）
- (イ) 東区 精神 女性 31 歳 施設職員からの性的虐待（本人届出）
- (ウ) 中央区 知的 女性 34 歳 内縁夫からの身体的虐待（警察からの情報提供）
- (エ) 西区 知的 不特定 施設職員からの身体的虐待（匿名通報）
- (オ) 江南区 知的 女性 31 歳 両親からの心理的虐待（警察からの情報提供）

◆関連相談：1 件

- (カ) 江南区 知的 女性 18 歳 ストーカー行為（母からの相談）

◇平成 22 年 4 月～24 年 9 月に把握したケース：10 件